

Du Contrat social における citoyen の概念 — citizen と「市民」の間 —

矢 次 眞

- 一 はじめに
- 二 *Du Contrat social* における citoyen 概念
 - 1 citizen 概念の複数性
 - 2 現実の citizen 概念
 - 3 歴史レベルの citizen 概念
 - 4 理論レベルの citizen 概念
 - 5 2つの独自 citizen 概念認識の必要性
- 三 *Du Contrat social* における独自の citizen 概念
 - 1 citizen 概念 C3
 - 2 citizen 概念 C4
- 四 おわりに — citizen 概念 C3、C4に基づく citizen 概念 A1の再構成 —

一 はじめに

Du Contrat social⁽¹⁾ (以下、CSと略記) において使用されている citizen という語に対しては、日本語という言語への翻訳者たちの殆どは、「市民」という翻訳語を、一律に、与えている⁽²⁾。citizen という原語を知らない翻訳書の読者は「市民」という語の複数の意味を念頭に置いて「市民」という語を読み、そして、理解することになる。『日本国語大辞典』⁽³⁾によれば「市民」という語の意味は以下のように記述されている。①「都市に住んでいる人」②「行政区画の市に居住する人」③「(英 citizen の訳語)

西洋で、国政に参加する地位にある国民」④「(フランス bourgeois の訳語) 西洋近代史で、前代の貴族や僧侶にかわって政治的権力を得た人々」。翻訳語の読み手は、上記4つの意味を念頭に置いて、今読んでいる「市民」という語の意味を選択することになる。しかし、ルソーは上記4つの意味のどれかを念頭に置いて *citoyen* という語を使用していたのであろうか。そうではないと本稿筆者は考えている。そうであれば翻訳書の読者は「市民」という翻訳語を読むことによってルソーが *citoyen* という語を採用することによって表現、伝達を目指していた概念を認識する道を、永久に、閉ざされてしまうことになる。

フランス語を理解していない翻訳書の読者が「市民」という翻訳語を読む。その瞬間、読者の念頭にすでに存在していた「市民」という語の意味が浮かぶ。あるいは、辞典を調べて上記4つの意味を確認する。既存の意味のどれかで「市民」という翻訳語を読むことになる。読者は、とにかく、「理解」できた、と思う。一方、フランス語を理解していない翻訳書の読者が *citoyen* という原語を読む。読者は、当然、「理解」できない、と思う。

ルソーが *citoyen* という語を通して表現を目指していた概念が「市民」という語のすべての意味のどれとも異なる場合には、翻訳語の読者の「理解」は「誤解」である。フランス語を理解していない読者は *citoyen* という語を「理解」することができない。「無理解」である。「誤解」と「無理解」の違いは何か。「無理解」は「理解」の可能性を含む。「理解」できていないのであるから、今は「無理解」であるが、将来の「理解」の可能性は残っている。それに対し、「誤解」は、誤ってはいるが、一種の「理解」であるから将来の「理解」の可能性がない。「市民」という翻訳語の採用は「誤解」を確定、定着させ将来の「理解」の可能性を閉ざすことになる。

citoyen という語に対して「市民」という翻訳語を与えることの適否、*citoyen* という語に対して「市民」という翻訳語以外の翻訳語、たとえば

「公民」という翻訳語を与えることの適否という問題について考えるよりも前に、citoyen という語を使用するとき論者がどのような概念を念頭に置いて表現しようとしていたのか、という問題について考えることが不可欠である。

本稿は、CSにおける citizen という語がどのような概念を担わされてルソーによって使用されていたのか、という問題を設定してその答えを探索することを目的とする。

二 *Du Contrat social* における citizen 概念

1 citizen 概念の複数性

ルソーの頭の中には多数の citizen 概念が存在していた。問題意識の中心に位置を占めていた、目の前にある現実の citizen 概念はジュネーヴ共和国における citizen 概念 (A1) である。目の前にある、もう一つの、現実の citizen 概念は批判の対象であるフランス王国における citizen 概念 (A2) である。ジュネーヴ共和国における citizen 概念 (A1) を厳密に再構成するために参照された歴史上の citizen 概念は、ローマ共和国における citizen 概念 (B1)、スパルタにおける citizen 概念 (B2)、フィレンツェ共和国における citizen 概念 (B3) である。ローマ共和国における citizen 概念 (B1) はマキャヴェッリの『ディスコルシ』を資料として認識され、スパルタにおける citizen 概念 (B2) はプルタルコス『英雄伝』を資料として認識されフィレンツェ共和国における citizen 概念 (B3) はマキャヴェッリの『フィレンツェ史』を資料として認識されていると考えられる。

citoyen という語が担わされている概念の第1構成要素は集団構成員である。当該要素だけで構成されている概念は citizen という語で表現することもできるが、associé という語で表現することもできる。むしろ、集団構成員という要素だけで構成されている概念は associé という語で表現

する方がよいと考える。citoyen という語が担わされている概念群は第 1 (基本、共通) 構成要素である集団構成員という要素を土台として、それ以外の多数の要素が付加されて構成されて行くことになる。

以下に、概念、概念構成要素、語〔語番号⁽⁴⁾〕を示す。

概念 0 = 概念構成要素 (集団構成員)、citoyen、associé

概念 A 1 = 概念構成要素 (集団構成員 + 集団はジュネーヴ共和国 + 構成員全員が分属する 4 つ [あるいは 5 つ] のオールドルの中の最上位オールドル)、citoyen [citoyen(01) (02) (07) (09)]

概念 A 2 = 概念構成要素 (集団構成員 + 集団はフランス王国 [ルイ15世親政下] + droit ではなく vertu を表現)、citoyen [citoyen(06)]

概念 B 1 = 概念構成要素 (集団構成員 + 集団はローマ共和国 + 特定要件保有者集団)、citoyen [citoyen(49) (50) (51) (54) (58) (68) (69) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (105)] ただし、正確に言えば、citoyen(50) (69) は概念 B 1 ではない。概念構成要素は (集団構成員 + 集団はローマ帝国 + 特定要件保有者集団) である。

概念 B 2 = 概念構成要素 (集団構成員 + 集団はスパルタ + 特定要件保有者集団)、citoyen [citoyen(59) (93)]

概念 B 3 = 概念構成要素 (集団構成員 + 集団はフィレンツェ共和国 + 特定要件保有者集団)、citoyen [citoyen(47)]

概念 C 1 = 概念構成要素 (集団構成員 + 集団は maisons から構成されている ville)、citoyen [citoyen(04)]、bourgeois、habitant

概念 C 2 = 概念構成要素 (集団構成員 + 集団は Cité)、citoyen [citoyen(05)]

概念 C 3 = 概念構成要素 (集団構成員 + 集団は contrat social [以下、CS と略記] に基づく corps politique、corps moral et collectif)、citoyen [citoyen(23) (24) (25) (26) (27) (101)]

概念 C 4 = 概念構成要素 (集団構成員 + 集団は CS に基づく corps politique、

corps moral et collectif + 場面条件は立法権共同行使時)、citoyen [citoyen (08) (13) (14) (64) (65) (66) (67)]

概念 C 5 = 概念構成要素 (集団構成員 + 集団は l'Évangile が想定していない Religion national としての Christianity の Eglise)、citoyen [citoyen (100)]

概念 C 6 = 概念構成要素 (集団構成員 + 集団は un seul pays, la seule Nation, premiers peuples)、citoyen [citoyen (94) (95) (96)]

概念 C 7 = 概念構成要素 (集団構成員 + 集団は la Religion de l'homme すなわち celui [le Christianity] de l'Évangile 信仰者集団、un peuple de vrais Chrétiens、une société de vrais chrétiens)、citoyen [citoyen (97) (98) (99)]

集団構成員という概念構成要素こそ12個の概念に共通するとしてもそれ以外の概念構成要素は異なる12個の概念をルソーは citoyen という語を使って表現している。読者は citoyen という語を通してルソーが表現を目指していた12個の概念を認識する作業を強いられる。

2 現実の citoyen 概念

概念 A 1 = La République de Genève (ジュネーヴ共和国) における citoyen の概念

citoyen はジュネーヴ共和国構成員構造における 1 オルドルである。

citoyen はジュネーヴ共和国構成員構造における 1 オルドルという概念を担わされている語でもありジュネーヴ共和国構成員構造における 1 オルドルの構成員という概念をも担わされている。

ジュネーヴ共和国を認識していなければ概念 A 1 を認識することはできない。ジュネーヴ共和国の認識⁽⁵⁾ が概念 A 1 を認識する前提である。

CS は誰に向けて書かれているのか。ジュネーヴ共和国の citoyen、すなわち citoyen 概念 A 1 に該当する individu, particulier に向けて書かれている。vous、votre、vos という語を使って呼びかけている相手は citoyen

de Genève である。citoyen de Genève の一人であるルソーが citoyen de Genève に向けて書いているのである。ルソーによって予定されている読者は citoyen de Genève である。citoyen de Genève が読むことを前提に CS は書かれている。しかも、読者として予定されている citoyen de Genève という資格を持っている individu, particulier の現実に対しては厳しい評価を下している。citoyen de Genève という資格を持っている individu, particulier は liberté よりも gain (利益) を重視し、esclavage (隷属状態) より misere (貧困) を恐れていると批判している。それではいけない、とルソーは警告しているのである。しかし、individu, particulier の現実はもはや動かしようもないレベルに達しているとルソーは内心考えていたのではないか⁽⁶⁾。

nous⁽⁷⁾ とは citoyen de Genève という資格を持っている individu, particulier 全員であると考ええる。ルソー自身を含む citoyen de Genève という資格を持っている individu, particulier 全員を念頭に置いてルソーは考え書いている。

ウェルギリウスの描くアエネアスを念頭に、失われてしまった祖国 La République de Genève の再興、復活、再建を念願して CS は書かれている。祖国 La République de Genève の再興、復活、再建は偏に citoyen de Genève の概念構成に係っている。

概念 A 2 = フランス王国における citoyen の概念

18世紀中期の仏仏辞典を資料として形成されたルソーの認識を前提とすれば、18世紀中期のルイ15世親政下のフランス王国のフランス人が citoyen という語を使用するとき念頭に置いていた citoyen の概念が概念 A 2 である。droit (権利) を表現する概念ではなく vertu (徳) を表現する概念であり、当該概念をルソーは厳しく批判している。

ルソーは同時代 (18世紀中期) のフランス人たちとの会話、議論を通し

てフランス人が citizen という語を使用するとき念頭に置いていた citizen の概念が概念 A2 であるということを認識したのであると考える。18世紀中期の仏仏辞典とフランス人たちとの会話、議論という実体験を踏まえて citizen 概念 A2 を明確に認識していたと考える。

3 歴史レヴェルの citizen 概念

概念 B1 = La République romaine (ローマ共和国)⁽⁸⁾ における citizen の概念

ローマ共和国の citizen の概念を担わされている citizen という語は1編、2編、3編11章までは使用されていない。3編12章で初めて使用され (citoyen(49)(50)(51)) 14章 (citoyen(54))、15章 (citoyen(58)) で使用されている。ローマ共和国の citizen の概念を担わされている citizen という語はそのほとんどが4編で使用されている (24語のうち19語)。24個の citizen という語を書いたときルソーの念頭にはルソーが文献 (マキャヴェッリの『ディスコルシ』とシゴニウスの *De antique jure civium romanorum*) 研究を通して認識していたローマ共和国の citizen の概念があったと考えられる。当該概念を念頭に置きながら citizen という語をルソーは書いていたのであるが、読者は、3編12章までに48個の citizen という語を読んできているので49個目の citizen という語がそれまでの citizen という語とは異なる概念を担わされているとは思わない。翻訳書の読者が誤解することを避けるためには、「市民」等の翻訳語を与えるのではなく、「ローマ共和国の citizen」等の翻訳語を与える方が好ましいと考える。ルソー自身はただ citizen 等と書いているのであるが、ルソーの念頭には、当然のこととして、「ローマ共和国の citizen」等の概念があったのであるから、確実な表現・伝達を目指して、「ローマ共和国の citizen」等の翻訳語を採用することにルソー自身も同意するのではないかと思われる。

紀元前509年から紀元前27年までの共和政ローマ時代の citizen という

概念を担わされて *citoyen* という語が使用されている。

ローマ共和国の市民権を獲得して *citoyen* B 1 になるための方法（条件）は 4 つある⁽⁹⁾。

1200年に亘るローマ史がルソーの念頭には常在していたと思われる。

概念 B 2 = スパルタにおける *citoyen* の概念

スパルタについての研究を踏まえてスパルタを高く評価していたルソーの念頭にはスパルタにおける *citoyen* の概念が確実に存在するのであろう。しかし、当該概念は CS の中では説明されていないのでルソーの念頭に確実に存在していたと考えられるスパルタにおける *citoyen* の概念を認識することはできない。

ルソーは *Lycurgue* (リュクルゴス) に *grand* (偉大な) という形容詞を付けて「偉大なリュクルゴスの類まれな卓越した制度」⁽¹⁰⁾ を絶賛している。*législateur* としての *Lycurgue* に対してはルソーは最大の敬意を表明している⁽¹¹⁾。ルソーは *Sparte au tems de Lycurgue* (リュクルゴス時代のスパルタ) を最大に評価している⁽¹²⁾。ローマ共和国とリュクルゴス時代のスパルタから始まるスパルタを学ぶべき、従うべき模範としてルソーは考えている。2つの模範を例示しながらジュネーヴ共和国の同胞 *citoyen* に向けて語りかけている。

スパルタの *citoyen* が *être parfaitement libre* (完全に自由である) 条件が *l'esclave ne soit extrêmement esclave* (奴隷が徹底的に奴隷である) ということであるというルソーの認識は重要である⁽¹³⁾。

Lacédémoniens (ラケダイモン人) という語を使うときルソーの念頭にはどのような概念があったのであろうか⁽¹⁴⁾。

ルソーが評価しているスパルタとはスパルタ全歴史（誕生から消滅まで）の中の一定の期間、すなわち、リュクルゴスの改革以降である。しかし、その期間を正確に特定する必要がある。リュクルゴス改革以降のスパルタ

を評価するのであるが終わり、すなわち、いつまでのスパルタなのかについての認識をしなければならない。ローマ共和国も滅びたのであるが素晴らしいとルソーが評価するスパルタでさえも滅びたのである。滅びる瞬間のスパルタまでルソーは評価していたのか。そうではないであろう。リュクルゴスによって創建されたスパルタの制度（政治制度）をルソーは評価していたのであろう。リュクルゴス改革により創設されたスパルタの政治制度を絶賛しているのであって当該政治制度に基づく事実レベルの政治それ自体を絶賛しているのではない。問題は政治制度である。政治制度を創建するのは *peuple* ではない。*législateur* である。偉大な *législateur* の存在はルソーの構想する政治社会創建にとって絶対不可欠なのである。そのような資質を持っている人間はまずはいないとルソーは厳しく見ている。徹底的な人間研究を踏まえて。

スパルタ及びリュクルゴスについてのルソーの認識の源泉はプルタルコス『英雄伝』であったと考える。幼少期からルソーはプルタルコス『英雄伝』に親しみスパルタ及びリュクルゴスに感嘆していた。ルソーの母シュザンヌの叔父サミュエル・ベルナルの蔵書であったプルタルコス『英雄伝』（『対比列伝』）を読んでリュクルゴス時代のスパルタにタイムスリップしていたのではないかと思われる⁽¹⁵⁾。

概念 B3 = フィレンツェ共和国における *citoyen* の概念

フィレンツェ共和国における *citoyen* の概念を認識するためにはフィレンツェ共和国の研究を必要とする。マキャヴェッリの『フィレンツェ史』を資料としてフィレンツェ共和国における *citoyen* の概念を認識する必要がある。

4 理論レベルの *citoyen* 概念

概念 C1 = *bourgeois* (*maisons* から構成されている *ville* の *habitant*)⁽¹⁶⁾ [ル

ソーが nos Citoyen et Bourgeois と書くときの Bourgeois という語とは担わされている概念が違うということに注意しなければならない。]

概念 C 1 を担わせるべき語は citoyen ではなく habitant であるとルソーは考えている。

概念 C 2 = Cité の構成員

Cité は特定の要件を持つ人の集合体である。

概念 C 5 = Citoyens de l'Eglise⁽¹⁷⁾ (教会という世俗国家の構成員、教会を構成する聖職者だけに共通する特殊利益 [教会外の individu の立場から見れば特殊利益であるが、教会内、教会を構成する聖職者の立場から見れば一般利益] 実現を目的として存在している教会という世俗国家の構成員) という citoyen の概念

Citoyens de l'Eglise⁽¹⁸⁾ と書いたとき、ルソーの念頭にはどのような概念があったのであろうか。教会という信仰団体 (共同体) の構成員という概念なのであろうか。そうであれば、Citoyen という語ではなく associé という語を採用した方がよかったのではないか。associés de l'Eglise と書かれていればルソーが表現を目指していた概念が読者によりよく伝達したのではないか、と考える。

教会とは pays Spirituel⁽¹⁹⁾ である。Citoyens de l'Eglise とは pays Spirituel の Citoyens である。pays Spirituel の構成員とでも日本語で再表現した方がルソーが念頭においていた概念をよりよく伝達できるのではないだろうか。

教会という corps の構成員、CS に基づく政治社会という corps の構成員を citoyen という語でルソーは表現しているのだが associé という語で表現したほうが読者が誤解する恐れが少なかったと考える。

当該 citoyen という語が担わされている概念は人民集会参加審議議決権

保持者という概念とはレヴェルをまったく異にする。「市民」という翻訳語の採用はきわめて問題であり読者の理解を妨げる。

概念 C 6 = un seule pays、premiers peuples の構成員である citoyen の概念

CS を締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu, particulier ではなく、CS を締結することとは関係なく、自分の意志とは無関係に、他者によって建国され、すでに存在し活動している国家の正当化イデオロギーとしての religion に心底服従、帰依して行動する individu, particulier が citoyen 概念 C 6 である。citoyen 概念 C 6 を表現する語を CS の中から探せば esclave という語であろう。esclave という語が担わされている概念は citoyen 概念 C 3、citoyen 概念 C 4 の反対概念である。

概念 C 7 = celui [le Christianisme] de l'Évangile (福音書のキリスト教) を信仰している国家の構成員である citoyen の概念

celui d'aujourd'hui (今日のキリスト教、すなわち、ルソーの目の前に存在している現実のキリスト教) を念頭に置いて、それとは異なるものとして、celui [le Christianisme] de l'Évangile という概念が構成されているのである。そのような celui [le Christianisme] de l'Évangile の構成員を citoyen という語で表現しているのである。

citoyen 概念 C 5 と citoyen 概念 C 7 は別概念である。citoyen 概念 C 5 に対してはルソーは厳しい批判を投げかけているが、citoyen 概念 C 7 に対しては一定の評価をしている。

5 2つの独自 citoyen 概念認識の必要性

citoyen 概念 A 1 を前提とした上で citoyen 概念 A 1 を再構成するとい

う目的を実現するためにルソーは citoyen 概念 C 3、citoyen 概念 C 4 の構成を目指していたと考える。2つの独自 citoyen 概念の認識を次章で試みる。

三 *Du Contrat social* における独自の citoyen 概念

1 citoyen 概念 C 3

概念 C 3 = 政治社会設立加入契約に基づいて創設された政治社会の構成員である associé の概念

概念 C 3 は CS 独自の概念である。そうであれば「市民」「公民」等の翻訳語を与えることは翻訳語の読者を誤解へ導く。

associé という語は CS においては 5 回使用されているだけである。しかも 1 編 6 章で使用されているだけであり、1 編の他の章、2 編、3 編、4 編ではまったく使用されていない。『ジュネーヴ草稿』においては 1 回も使用されていない。

associé という語に担わせていた概念を citoyen という語に担わせることにした理由は何なのであろうか。

associé の概念は associé という語に担わせればよいと考える。しかし、ルソーは associé の概念を citoyen という語に担わせている。どうしてなのか。読者は混乱させられる。

individu が CS を締結すれば associé の資格を獲得する。しかし、associé の資格を獲得した後も associé の資格を獲得する前と同様に、individu は「絶対性と本来的独立性を本質とする存在」⁽²⁰⁾なのである。そのような本質を持つ individu、「完全、孤立という本質を持つ全体」⁽²¹⁾である individu を「individu が生命と存在を受け取るもっと大きな全体の部分」⁽²²⁾に変える効果が CS にはある。それゆえ、「絶対性」「本来的独立性」「完全」「孤立」という本質を持ち続けながら、「individu が生命と存

在を受け取るもっと大きな全体の部分」であることを自覚しているのが associé の資格を獲得した individu なのである。しかしルソーは associé の資格を獲得した individu を associé という語を通してではなく citoyen という語を通して表現しているのである。

citoyen(27) は重要。「一面では souverains であり他面では sujets である」⁽²³⁾ citoyens。citoyens という語ではなく associés という語を使用すべきであろう。それでも citoyens という語を使用しているということは、この文章を書いていたときのルソーの頭の中にはもはや概念 C4 はなかったのではないかと考えられる。この段階では概念 C3 と citoyen という語が連動していたと考えられる。

citoyen(52) は重要。「*sujet* という語」と「*souverain* という語」は同一相関語であり「*sujet* という語」と「*souverain* という語」が担わされている観念は「Citoyen という単一語」の下に合流する⁽²⁴⁾。citoyen(27) を含むテキストと citoyen(52) を含むテキストは概念 C3 を認識するに際して極めて重要なテキストである。

sujet 概念と souverain 概念を認識していなければ citoyen 概念 C3 を認識することができない。citoyen 概念 C3 を認識していなければ sujet 概念と souverain 概念を認識することができない。すなわち citoyen 概念 C3 を認識した瞬間、sujet 概念と souverain 概念を認識していることになる。sujet 概念と souverain 概念が念頭になれば citoyen 概念 C3 は認識されていない。「市民」にせよ「公民」にせよ、その他の翻訳語にせよ、日本語の翻訳語を与えることはできない。与えた瞬間、citoyen 概念 C3 は消えうせる。日本語の翻訳語を読んだ読者は citoyen 概念 C3 を永久に認識できなくなる。

citoyen 概念 C3 の認識は CS 概念の認識を前提とする。CS 概念を認識していなければ citoyen 概念 C3 を認識することはできない。citoyen 概念 C3 が担わされている citoyen という語を読んだ瞬間、念頭には CS 概念が存在していなければならない。

individu は CS を締結して associé の資格を獲得するのであるが、CS を締結して associé の資格を獲得したからと言って、individu の基本的（自然的）属性を捨てるわけではない。individu の基本的（自然的）属性は無傷のまま存続する。intérêts particuliers（特定の individu だけに固有な特殊な諸利益、intérêts publiques とは異なり、intérêts publiques とは対立する諸利益）は CS を締結して associé の資格を獲得した後の individu の中には存続している。しかし、暫くは associé 資格保持者としての自覚に導かれて intérêts publiques を志向する volonté général（以下、VG と略記）に individu は支配されているが、時の経過とともに、残念なことではあるが、intérêts particuliers を志向する volonté particulier（以下、VP と略記）が頭をもたげはじめ。形の上では citoyen ではあるが、実質はもはや citoyen ではない citoyen、偽 citoyen、変質 citoyen が出現する。

citoyen 概念 C3（= associé 概念）を認識するための根拠テキストは citoyen(27) と citoyen(52) を含むテキストである。citoyen 概念 C3（= associé 概念）と souverain 概念の関係、citoyen 概念 C3（= associé 概念）と sujet 概念の関係が指摘されている。しかし、指摘の内容の説明がない。そこで、指摘の内容について考えてみたい。

citoyen は一面では souverain であり他面では sujet であるとはどういうことか。citoyen は一面では souverain である、とは CS を締結することにより citoyen の資格を獲得した individu は、一面では、VG の表現である loi 制定の審議・議決に参加する Souverain の構成員である souverain（souverains と複数形で記述されている）であるということである。citoyen は他面では sujet である、とは CS を締結することにより citoyen の資格を獲得した individu は、他面では、制定された VG の表現である loi を行為規範として行為する sujet であるということである。

citoyen(27) を含むテキストにおける chaque individu（各個人）は CS を締結して citoyen = citoyen 概念 C3（= associé 概念）の資格を獲得した individu 一人ひとりである。CS を締結して citoyen = citoyen 概念 C3

(= associé 概念) の資格を獲得した individu は homme であるからには VP を持ち続けているのであるが、その VP は CS を締結して citoyen = citoyen 概念 C 3 (= associé 概念) の資格を獲得した individu が Citoyen となって初めて持つことになった VG とは contraire (対立)、dissemblable (非類似) の関係にある。自らの中にある homme (VP) を認識して、認識された homme (VP) を意識的にコントロールして Citoyen (VG) というモデルに自らを改造することを CS を締結して citoyen = citoyen 概念 C 3 (= associé 概念) の資格を獲得した individu は求められているのである。自己変革、自己改造するという固い約束を CS 締結は含んでいるのである。CS 締結前の individu のままで CS 締結後もあり続けることは CS 締結違反である。

CS を締結して citoyen = citoyen 概念 C 3 (= associé 概念) の資格を獲得した individu は、CS 締結以前に持っていた事実上の占有物、すなわち、彼が持っている物すべて⁽²⁵⁾ に対する légitime possession (合法的占有権) と propriété (所有権) を獲得する。individu は CS を締結して citoyen = citoyen 概念 C 3 (= associé 概念) の資格を獲得しなければ CS 締結以前に持っていた事実上の占有物に対する légitime possession (合法的占有権) と propriété (所有権) を獲得できないので individu 自身の力だけで事実上の占有物に対する他者からの侵害を絶えず防止し続けなければならない。

CS を締結して citoyen = citoyen 概念 C 3 (= associé 概念) の資格を獲得した individu は CS 締結以前に持っていた liberté naturelle はもはや持っていない。新たに獲得した自由は liberté civile⁽²⁶⁾ である。この自由は VG によって制限されている⁽²⁷⁾。

citoyen としての particulier、homme としての particulier、soldat としての particulier をルソーは区別している。particulier という語を使用するとき、ルソーの念頭にあった概念は individu という語を使用するとき、ルソーの念頭にあった概念とはどのように相違するのか。「個人」という

翻訳語、「私人」という翻訳語を充てることは適切なであろうか。soldatとしての particulier とは何か。soldat という語は CS において 9 回（1 編 1 回、3 編 1 回、4 編 7 回）使用されている。「兵士」という翻訳語が採用されているがどうなのであろうか。particulier はある場合には homme であり別の場合には citoyen であり更に特殊条件下で soldat なのである。particulier という語は CS において多数使用されている。ルソー独自の概念を担わされている語としての注意が必要である。安易に「個人」「私人」という翻訳語を与えてはならないと考える。

homme としての particulier。homme という語を使用するときルソーが念頭に置いていた homme 概念を認識しなければならない。homme というものは自由なものとして生まれている⁽²⁸⁾。本来の homme の属性は生来的自由である。しかし、現実の homme は自由ではない。homme としての particulier と書いたときルソーの念頭にあった homme は本来の homme なのか現実の homme なのか。もちろん本来の homme であろう。

homme という語は CS において 163 回（1 編 51 回、2 編 48 回、3 編 35 回、4 編 29 回）使用されている。homme という語にルソーが担わせていた homme 概念を認識するという問題を設定しなければならない。

individu という語は CS において 17 回（1 編 5 回、2 編 6 回、3 編 6 回）使用されている。individu という語にルソーが担わせていた individu 概念を認識するという問題を設定しなければならない。

particulier という語は CS において 112 回（1 編 21 回、2 編 39 回、3 編 36 回、4 編 16 回）使用されている。particulier という語にルソーが担わせていた particulier 概念を認識するという問題を設定しなければならない。

particulier という語に対する反対語は多数存在する。particulier ⇔ collectif、particulier ⇔ commun、particulier ⇔ général、particulier ⇔ public、particulier ⇔ universel、particulier ⇔ Courant、particulier ⇔ normal、particulier ⇔ ordinaire⁽²⁹⁾。反対語は何か、という問題について考えることが翻訳語を選定する前提である。反対語が認

識できて、初めて翻訳語選定の作業に入ることができる。

CSにおいて使用されている particulier という語は public という語の反対語であると考える。

citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu は CS を締結することにより自らの vie (命) を Etat (国家) に dévouer (捧げる) ことを約束しているのである。individu が CS を締結するということは、もはや、自らの vie (命) は自分だけのものではないということの意味する。VG、すなわち、CS 締結者みんなの意志に citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu は自らの vie (命) を捧げることになる。Etat (国家) 防衛のために vie (命) を危険にさらす約束を citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu はしているのである。citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu は全員、その必要があれば、patrie (祖国) のために戦わなければならない。soldat (兵士、兵隊、軍人等の翻訳語ではなく、祖国防衛隊隊員という翻訳語、あるいは、独自概念の誤解のない伝達を目指して、一例として、CS に基づいて創建された祖国を防衛する目的で制定された loi に基づく国家機関である祖国防衛隊の隊員=sujet、という翻訳語を提案したい) として戦うことは citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu 全員の義務である。sujet の一つの側面が soldat なのである。citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu は、citoyen 概念 C4 でもあり sujet でもある。soldat という役割を果たさない citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu は存在し得ない。一度 citoyen 概念 C3 の資格を獲得したならば、individu は、誰であれ平等に sujet の役割をさまざま果たさなければならないのであり、その一つである soldat の役割をも果たさなければならないのである。そのように理解することが適切であるとすれば、ルソーは citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu に、簡単に言えば、兵役の義務、誤解を避けるために正確に言い直せば、CS に基づいて創建された祖国を防衛する目的で制定された loi に基づく国家機関である祖国防衛隊の隊員という役割を果たす sujet になる義務を課すことになるのである。citoyen 概念 C3

の構成要素の一つは祖国防衛隊隊員職担当義務である。この点の認識は従来の CS 研究においては十分に認識されてはいなかったのではないかと考えている⁽³⁰⁾。

citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu の vie (命) は、ただ単に、un bienfait de la nature (自然の恵み) ではなく、un don conditionel de l'Etat (国家からの条件付贈り物) である⁽³¹⁾。

citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu は犯罪を犯した場合には、死刑を含む受刑の義務を負うことを約束している。citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu は死刑を含む受刑の義務を負う sujet なのである⁽³²⁾。

犯罪者とは、CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu 全員の中で、loi に反する行為をしたと裁判所において認定された individu である。犯罪者とは、まずは、CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu なのであり、その上で、VG の表現である loi に反する行為をしたと裁判所において認定された individu なのである。犯罪者は犯罪を犯す前は citoyen であり、犯罪を犯した後も citoyen なのである。

citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu あるいは particulier の現実についてのルソーの認識は極めて厳しい。une multitude aveugle (分別なき多数の人々) と書く⁽³³⁾ ことによってルソーは現実の、事実上の individu、particulier が CS を締結することにより citoyen 概念 C3 の資格を獲得したとしても citoyen 概念 C3 に相応しい、期待されている思考、判断、行動ができるのか、深く憂慮している。というより、citoyen 概念 C3 に相応しい、期待されている思考、判断、行動はとうていできないと見ている。無理であろうか、と思いながらも、しかし、それでも、そうする以外には他の道はないとルソーは考えていたのであろう。

VG のあらゆる特徴が pluralité (大多数の人) の中に存しなくなれば CS に基づく政治社会は崩壊する⁽³⁴⁾。pluralité とは citoyen 概念 C3 の資格を

獲得した individu あるいは particulier の大多数である。citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu あるいは particulier は VP を VG に優先させる自然的傾向を持っているのである。VP を VG に優先させる individu が皆無であることが理想であるが難しい。少数であればまだしも、多数になれば CS は崩壊である。

CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu、particulier は CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得する前と同様、まだまだ、individu、particulier なのである。CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得するとしても、直ぐに、citoyen になるのではない。基本は individu、particulier であり、その上で、citoyen 概念 C3 の資格を獲得するのである。individu、particulier は un tout parfait et solitaire⁽³⁵⁾ であり l'existence physique et independante que nous avons tous reçue de la nature⁽³⁶⁾ である。citoyen 概念 C3 としての自分と individu、particulier としての自分が同時に存在する。citoyen 概念 C3 としての自分が individu、particulier としての自分を従わせることが求められている。CS を締結するということは la nature humaine (人間の自然)、la constitution de l'homme を変えることを意味する⁽³⁷⁾。CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得するということは individu、particulier が partie d'un plus grand tout dont cet individu reçoit en quelque sorte sa vie et son être、une existence partielle et morale になる、変わるということの意味する。

CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu、particulier の大部分は vulgaire (一般人、庶民、大衆等の翻訳語が与えられているが概念を適切に表現できていない。一定以下の知的能力の持ち主の集合、とでも規定できる概念を担わされている語であると考え。) であるとルソーは判断している。citoyen 概念 C3 の資格を獲得したとしても citoyen 概念 C3 に自らを作り変えることは容易なことではないのである。

citoyen 概念 C3、すなわち associé 概念の集合体が peuple であり、citoyen 概念 C4 の集合体が souverain である。

CSを締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier は、お互いに、une parfait indépendance（完全独立の、まったく依存していない）関係にある⁽³⁸⁾。相互に完全独立、完全非依存関係にあること、それが citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier 同士の関係なのである。CSを締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier は、CSを締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した他の individu、particulier とではなく、la Cité（政治社会）とだけ、excessive dépendance（極めて緊密な依存関係）になければならない。

CSを締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier は l'esprit de son institution（制度の精神、すなわち CS）をこころの中心に保持していなければならない。そのためには、習俗、慣習、意見が重要である。l'esprit de son institution の継続的保持は CSを締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier であるための要件なのである。

CSを締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier は citoyen 概念 C 4 の職務、すなわち①法案の審議、議決②法律執行機関形態の存続、変更に関する議案の審議、議決③法律執行機関担当者の選定の審議、議決という職務を担当しなければならないし、sujet の職務、すなわち①法律を行為規範として行為すること②選定された場合は magistrat の職務を担当すること③選定された場合には soldat の職務を担当すること④犯罪を犯して裁判の結果下された判決に従って受刑すること⑤納税することという職務を担当しなければならない。

CSを締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier は citoyen 概念 C 4 の職責、sujet の職責を果たさなければならないのであるが、さらに、citoyen 概念 C 3 のモデルに向かって自らを作り変える努力をしなければならない。精神改造を求められることになる。

もともと individu は l'ordre naturelle（自然の秩序）に従っている。CSを締結するということは l'ordre naturelle を離れて l'ordre social（社会の

秩序) に従うことを意味する。l'ordre social は législation parfaite (完全な立法) に基づき作られる。législation parfaite に基づいて l'ordre social が作られたとしても、もともと individu は l'ordre naturelle に従っていたのであるから、CS を締結したとしても、簡単には l'ordre naturelle に従うことをやめて l'ordre social に従うことは難しい。どうやって l'ordre social に従う individu を作る事が出来るか、ルソーは考えている。何としても、l'ordre social に従う individu を作り、存続させなければならないのである。さらに、l'ordre social に従わない individu に対しては絶対権力を行使して強制的に l'ordre social に従わさせなければならないのである。そうでなければ CS の目的は実現しないからである⁽³⁹⁾。

CS を締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier は luxe (贅沢) を求めてはならない⁽⁴⁰⁾。CS を締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier が luxe を求める individu であるなら luxe を求めない individu に自らを作り変えなければならない。

CS を締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier は citoyen 概念 C 4 の集合体である Souverain が制定した税法に従って納税する義務を sujet の職務として負う。法律執行機関形態に応じて納税額は異なる。citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier の税負担能力について考えなければならない。税負担能力は citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier の性質と pays (国土)、climat (気候) 等の政治社会の自然的条件から構成される。citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier の労働の剰余の多寡に法律執行機関形態は依存する。législateur は税財政について、どのような体力、気質の peuple かという条件と政治社会の自然的土台(土地柄、気候等)という自然的条件を念頭に置いて、構想しなければならない。CS を締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier を観察し認識することは現実に政治社会を創るに際しては不可欠なのである。

法律執行機関が souveraineté を篡奪したならば、その瞬間、CS は破棄

される。CSが破棄されれば、CSを締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu、particulier は citoyen 概念 C3 の資格を失う。その結果、もはや、VG は存在してはいないので VG を自らの意志とすることはできないので、CS を締結する以前の意志である VP だけを自らの意志とする。そして、もはや、liberté civile は存在しないのであるから、CS を締結する以前の liberté naturelle (自然の自由) に回帰することになる。人は citoyen になるのではない。人は citoyen の「資格」(立場、身分)を一定の条件のもとに、獲得するのである。CS を提示され、それを読み、時間をかけて熟考した上で、ついに受け入れ、その後、契約書に署名捺印して citoyen の「資格」を獲得するのである。法律執行機関が souveraineté を篡奪し CS が破棄されれば、その瞬間、citoyen の「資格」は消失する⁽⁴¹⁾。

ルソーは Etat (国家) 概念を二つ構成している。grand Etat (偉大な国家、大国家)、CS に基づく政治社会と un autre dans celui-là, composé seulement des membres du Gouvernement, et qui n'est plus rien au reste du Peuple que son maître et son tyran (法律執行機関構成員だけから構成されていて Peuple 全員から法律執行機関構成員全員を除いた CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu、particulier 全員にとっては彼らの主人、彼らの僭主でしかないような前者 [grand Etat] の中の国家) である。後者の国家の誕生は空想ではまったくない。ジュネーヴ共和国の現実である。どうすれば悪夢の現実化を阻止できるのか。ルソーが考えている問題である。CS に基づく政治社会の存続の困難をリアリストの目で見ながら、真剣に、悪夢阻止の方策を探しているのである⁽⁴²⁾。

CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu、particulier が avare (貪欲)、lâche (卑怯)、pussilanime (臆病)、repos (平穩) を好むという特性を持っている場合には CS の維持は難しい⁽⁴³⁾。

CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu、particulier が獲得した citoyen 概念 C3 の資格に伴う職責を金銭を対価に他の

citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu、particulier に委託して自ら職責を果たさない事態の出現をルソーは予見している。individu、particulier の根強い本性を見抜いている。CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得したとしてもその本性が消失するわけではないのである。soldat という職務、citoyen 概念 C4 という職務は citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu、particulier が自ら果たさなければならない職務なのである。傭兵、Député、représentant は CS に反する⁽⁴⁴⁾。

CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu、particulier は CS を締結したからには、もはや、CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得する前の individu、particulier であり続けることは許されない。自らを変革させるか、外の力によって変革させられるかしなければならぬ。しかし、どちらも現実には難しい。だから、CS に基づく政治社会が創設されたとしても、未来永劫存続することは難しい。否、不可能である、とルソーは考えているのである。ルソーの homme 認識が前提となっている。それでも何とかしなければ、との思いがルソーにはある。

CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu、particulier は citoyen 概念 C3 の資格取得に伴って政治社会と権利義務関係に入る。義務を果たす局面で citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu、particulier は sujet という名で呼ばれる⁽⁴⁵⁾。

finance、taxe、argent は sujet の義務との関係で批判されている⁽⁴⁶⁾。

l'esprit des Citoyens⁽⁴⁷⁾ をルソーは問題としている。

dépositaires de la puissance exécutive (法律執行権限受託者) が法律の執行をするのは Citoyens の devoir (義務) を果たしているだけなのである。Peuple により nommer されて法律執行権限受託者という職務担当者になっているだけであり、法律執行権限受託者は法律執行権限受託者であると同時に、あるいは前に、CS を締結して citoyen 概念 C3 の資格を獲得した individu、particulier なのであるから、結局のところ、citoyen 概念 C3 の資格に伴う義務を果たしているだけということになるのである。

る⁽⁴⁸⁾。

un ordre de Citoyens は CS を締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier 全員である peuple によって nommer (選任する)⁽⁴⁹⁾ された ordre (職業団体、職業専門家集団、すなわち法律執行資格取得者専門集団) である⁽⁵⁰⁾。

bons citoyens⁽⁵¹⁾ (よき citoyens、すなわち、VP ではなく VG の表現である loi を行為規範として行為する citoyens、すなわち、sujets としての citoyens) は自然に形成され、存在するのではない。計画的に形成し、存続させなければならない。そのためには工夫が必要である。それこそ religion civile である。「citoyen の務め」という翻訳語を提案したい。religion という語が担わされている概念を日本語で再表現するためには「宗教」という語ではなく「務め」という語の方が好ましいと考える⁽⁵²⁾。religion という語の語義の一つは système de croyances et de pratiques, impliquant des relations avec un principe supérieur, et propre à un groupe social⁽⁵³⁾ と記述されている。当該語義に対応する日本語としては「務め」、あるいは「義務」「責務」が考えられる。それなくしては bons citoyens ではあり得ない「務め」である。「市民宗教」でも「市民の宗教」でもない。「市民」という翻訳語をどうしても使用するなら「市民の務め」あるいは「市民としての務め」である。sujet としての「務め」をすべての citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier は果たさなければならない。果たさせなければならない。CS の契約内容である。自由であるように強制しなければならない。VG を実現するために。

sentimens de sociabilité⁽⁵⁴⁾ とは何か。「仲間意識」という翻訳語を提案したい。「CS を締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得した individu、particulier 全員を仲間であると心底自覚し、VG 実現という共通目的を共有して sujet としての役割を仲間みんなのために必ず果たすという意識」という概念規定文を提案したい。

VG とは何か。概念規定していないルソーに代わってルソーの念頭にあ

った VG 概念を概念規定せよ、と言われたらどのように概念規定するか。一案を提示する。VG (概念 B1) (概念 A = 構成体の構成員全員に共通する、共有されている意志、概念 B = 特定構成体の構成員全員に共通する、共有されている意志、概念 B2 = gouvernement という構成体の構成員 magistrat 全員に共通する、共有されている意志、とは別概念) とは「CS を締結して citoyen (概念 C3) の資格を獲得した individu, particulier 全員」だけに共通する、共有されている corps moral et collectif の意志である。「だけ」という限定に留意する必要がある。「CS を締結して citoyen 概念 (C3) の資格を獲得した individu, particulier 全員」以外の individu, particulier には関係しない意志なのである。homme の性質を持つ individu, particulier の一部だけに関係する意志なのである。

「CS を締結して citoyen (概念 C3) の資格を獲得した individu, particulier 全員」だけに共通する、共有されている意志は corps moral et collectif の VG (概念 B1) である、でなければならない。しかし、「CS を締結して citoyen (概念 C3) の資格を獲得した individu, particulier 全員」は individu, particulier 独自の固有な意志を同時に持っているし、持っていないもよいのである。さらに、「CS を締結して citoyen (概念 C3) の資格を獲得した individu, particulier 全員」の中の一部は gouvernement の構成員である magistrat 全員に共通する、共有されている意志をも同時に持っているし、持たなければならないのである。magistrat である individu, particulier の内心には 3 つの意志が存在している。問題はこの 3 つの意志の構造、関係である。単なる citoyen と magistrat である citoyen では意志と意志の葛藤が異なる。

「CS を締結して citoyen (概念 C3) の資格を獲得した individu, particulier」は citoyen (概念 C3) の資格を獲得した後も獲得する以前と同様の individu, particulier であるのだから citoyen (概念 C3) の資格に伴う職責、職務、義務を十分に果たすという保証はない。それどころか墮落する傾向がある。「CS を締結して citoyen (概念 C3) の資格を獲得した

individu, particulier 全員」ではないとしても一定数が墮落すればCSは存続できなくなる。人間の墮落傾向、墮落可能性についてはルソー自身深く理解していたが先行文献を読むことによって認識を深めていたであろう。たとえばマキャヴェッリの諸作品、『マンドラゴーラ』、『デイスコルシ』1巻42章「人間はなんと墮落しやすいものであろうか」⁽⁵⁵⁾。

sujet fidèle⁽⁵⁶⁾、soldat fidèle と書いたときルソーの念頭にはマキャヴェッリ『デイスコルシ』1巻43章「名誉を賭して戦う者こそ忠良な兵士である」⁽⁵⁷⁾があったであろうか。

individu は、元々は、individu comme homme (人間としての個人)である。individu comme homme がCSを締結することにより citoyen 概念C3の資格を獲得する。citoyen 概念C3の資格を獲得した後、individu はindividu comme homme であるとともに individu comme Citoyen⁽⁵⁸⁾になる。individu は、元々は、生まれながらには、individu comme homme で「ある」が、あえてCSを締結することにより citoyen 概念C3の資格を獲得してindividu comme Citoyenに「なる」のである。問題は、individuの内部でindividu comme homme とindividu comme Citoyenが対立することである。CSを締結することにより citoyen 概念C3の資格を獲得してindividu comme Citoyenに「なる」としても、元々の、生まれながらの、individu comme hommeは存続しているのであり、individu comme hommeだけに固有の利益の実現を強く求めているのであるから、individu comme Citoyenの立場はindividuの中では弱くなる傾向がある。どうすればindividu comme Citoyenの立場をindividu comme hommeの立場に優位させ得るか、という問題が設定されることになる。

individu comme hommeはCSを締結することにより citoyen 概念C3の資格を獲得してindividu comme Citoyenになると、一方で、individu comme Citoyenの権利を保障されることになるが、他方で、individu comme Citoyenの義務を果たさなければならない。individu comme Citoyenの義務とは、① citoyen 概念C4の職務を果たしてVGの表現と

しての loi を作成すること（義務 A）② VG の表現としての loi を行為規範として誠実に行為すること（義務 B）、である。3 篇15章では義務 A を果たさない individu comme Citoyen、1 編 7 章では義務 B を果たさない individu comme Citoyen に対する対応策が構想されている。

CS を締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得して individu comme Citoyen になり état civil に入ったならば individu は自己変革を遂げて別の individu に、必然的になるかのように 1 編 8 章では書かれている。しかし、CS を締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得して individu comme Citoyen になり état civil に入ったならば individu は自己変革を遂げて別の individu に全員が当然になるのではない。CS を締結して citoyen 概念 C 3 の資格を獲得して individu comme Citoyen になったはずなのに自己変革を遂げないで CS を締結する以前と同様の individu のままの individu もいるし、また、当初は自己変革を遂げたとしても、時間の経過の中で、CS 締結以前の individu に戻ってしまう individu も少なからず存在することをルソーは想像している。

CS を締結することにより personne particuliere de chaque contractant の代わりに corps moral et collectif が形成されるとしても、personne particuliere de chaque contractant は消滅するのではない。永久に存続するのである。1 編 6 章で述べられていることは、あくまでもプログラムなのである。プログラムが現実になるという保証はない。難しい、という認識をルソーは持っている。難しいということは重々承知の上で、それでもそのプログラムを何とか実現しなければならないとルソーは考えて、そのための方策を模索して行くのである。

2 citoyen 概念 C 4

概念 C 4 を認識するための最重要テキストは citoyen(08)を含む以下のテキストである。

A l'égard des associés ils prennent collectivement le nom de *peuple*, et s'appellent en particulier *Citoyens* comme participants à l'autorité souveraine, et *Sujets* comme soumis aux lois de l'Etat.⁽⁵⁹⁾

associés に焦点を合わせる。associés は、集合体として見れば、*peuple* という名で呼ばれる。associés は、個別的には、l'autorité souveraine への参加者としては、*Citoyens* という名で呼ばれ、国家の法律に従う者としては、*Sujets* という名で呼ばれる。

概念 C4 は概念 C3 の存在を前提として存在しうる。概念 C3 が存在しなければ概念 C4 は存在しない。概念 C4 < 概念 C3、と表記できる。概念 C4 < 概念 C3 < (CS) < individu、と表記できる。

individu が *contrat social* を締結して *corps moral et collectif* の構成員 *associé* になる。その *associé* が l'autorité souveraine に参加しているとき *citoyen* と呼ばれる。

citoyen (08) という語が担わされている概念 C4 だけが概念規定されている。それ以外の概念はすべて概念規定されていない。概念規定の必要性はないとルソーが考えていたのか、あるいは、執筆時間の関係、全体の分量の関係で省略したのか。

概念 C4 は *sujet* 概念と同一レベルの概念である。概念 C3 の下位概念である。上位概念は概念 C3 であり *citoyen* 概念 C4 と *sujet* 概念は同一レベルの下位概念である。*sujet* 概念の下位概念の一つが *soldat* 概念である。概念 C3 に概念要素が付加されると概念 C4 と *sujet* 概念が構成される。*sujet* 概念に概念要素が一つ付加されると *soldat* 概念が構成される。

四 おわりに—— citizen 概念 C3、C4 に基づく citizen 概念 A1 の再構成——

CS 執筆により構成、創造された理論レベルの citizen 概念 C3、C4 を citizen 概念 A1 の再構成の土台にする構想をルソーは抱いていたのではないかと考える。

citizen という語をルソーが使用するとき、ルソーの念頭には多数の概念が存在していた。読み手の立場に立って概念伝達を目指すのであれば citizen という語を一律に使用することは問題である。citizen という語を読む読者は単一概念が担わされていると考える。

citizen という語に対して、一律に、「市民」「公民」という翻訳語を与えれば翻訳書の読者は「市民」「公民」という翻訳語を読んだとき、単一の概念を念頭に思い浮かべることになる。

citizen という語を通してルソーが表現、伝達を目指していた概念は多数存在しているのであり、「市民」という翻訳語であれ「公民」という翻訳語であれ単一の翻訳語をすべての citizen という語に対して、一律に与えることは避けなければならないと考える。

注

- (1) 本稿が依拠する *Du Contrat social* のテキストは次の通りである。J.J. Rousseau, *Oeuvre complètes*, Bibliothèque de la Pléiade, Paris, Gallimard, 1964, Tome III, pp. 347-470.
- (2) 「市民」という翻訳語をめぐる問題については以下の文献を参照。福田敏一『近代政治原理成立史序説』岩波書店、1971年、樋口陽一『「共和国」フランスと私』つげ書房新社、2007年、レジス・ドゥブレ、樋口陽一、三浦信孝、水林章『思想としての〈共和国〉』みすず書房、2006年、的射場敬一「市民」（古賀敬太編著『政治概念の歴史的展開』第4巻、晃洋書房、2011年）、野村真理「市民」（石塚正英・柴田隆行監修『哲学・思想翻訳語事典』論創社、2003年）、杉田敦「市民」（佐々木毅・金泰昌編『国家と公共と人間性 公共哲学5』東京大学出版会、2003年）。

- (3) 日本国語大辞典第二版編集委員会編『日本国語大辞典（第二版）』第六卷、2001年、1030頁。
- (4) CSにおける107個の *citoyen* という語の語番号、使用頁は以下の通りである。(74) はモンテスキュー『法の精神』2編2章からの引用文中の *citoyen* という語である。
- (01) p. 347. (02) p. 351. (03) p. 357. (04) p. 361. (05) p. 361. (06) p. 361.
 (07) p. 361. (08) p. 362. (09) p. 362. (10) p. 363. (11) p. 363. (12) p. 364.
 (13) p. 371. (14) p. 372. (15) p. 373. (16) p. 373. (17) p. 374. (18) p. 374.
 (19) p. 374. (20) p. 376. (21) p. 376. (22) p. 379. (23) p. 382. (24) p. 391.
 (25) p. 394. (26) p. 394. (27) p. 396. (28) p. 397. (29) p. 397. (30) p. 401.
 (31) p. 401. (32) p. 401. (33) p. 401. (34) p. 403. (35) p. 403. (36) p. 403.
 (37) p. 403. (38) p. 403. (39) p. 405. (40) p. 405. (41) p. 405. (42) p. 406.
 (43) p. 407. (44) p. 411. (45) p. 419. (46) p. 420. (47) p. 420. (48) p. 423.
 (49) p. 425. (50) p. 425. (51) p. 426. (52) p. 427. (53) p. 428. (54) p. 428.
 (55) p. 428. (56) p. 429. (57) p. 429. (58) p. 430. (59) p. 431. (60) p. 432.
 (61) p. 434. (62) p. 434. (63) p. 435. (64) p. 436. (65) p. 436. (66) p. 438.
 (67) p. 439. (68) p. 439. (69) p. 439. (70) p. 440. (71) p. 440. (72) p. 440.
 (73) p. 440. (74) p. 442. (75) p. 443. (76) p. 443. (77) p. 446. (78) p. 446.
 (79) p. 446. (80) p. 446. (81) p. 447. (82) p. 448. (83) p. 449. (84) p. 449.
 (85) p. 449. (86) p. 450. (87) p. 451. (88) p. 451. (89) p. 451. (90) p. 452.
 (91) p. 453. (92) p. 457. (93) p. 459. (94) p. 464. (95) p. 464. (96) p. 465.
 (97) p. 465. (98) p. 466. (99) p. 466. (100) p. 467. (101) p. 468. (102) p.
 468. (103) p. 468. (104) p. 468. (105) p. 468. (106) p. 469. (107) p. 469.
- (5) Helena Rosenblatt, *Rousseau and Geneva*, Cambridge university press, 1997 と川合清隆『ルソーとジュネーヴ共和国』名古屋大学出版会、2007年はジュネーヴ共和国を認識するための必読文献である。
- (6) CS, p. 431.
- (7) CS, p. 431, l. 30.
- (8) CS, p. 377, p. 421, p. 425.
- (9) 島田誠『古代ローマの市民社会』山川出版社、1997年、31-37頁。
- (10) CS, p. 372.
- (11) CS, p. 381.
- (12) CS, p. 385.
- (13) CS, p. 431.
- (14) CS, p. 459.

- (15) 小林善彦『誇り高き市民—ルソーになったジャン・ジャック』岩波書店、2001年、15-16頁。
- (16) CS, p. 361.
- (17) CS, p. 467.
- (18) CS, p. 467.
- (19) CS, p. 467.
- (20) CS, p. 363.
- (21) CS, p. 381.
- (22) CS, p. 381.
- (23) CS, p. 396.
- (24) CS, p. 427.
- (25) CS, p. 364.
- (26) CS, p. 364.
- (27) CS, p. 365.
- (28) CS, p. 351.
- (29) *Le Petit Robert*, Nouvelle édition millésime 2012, p. 1816.
- (30) CS, p. 375.
- (31) CS, p. 376.
- (32) CS, p. 376.
- (33) CS, p. 380.
- (34) CS, p. 441.
- (35) CS, p. 381.
- (36) CS, p. 381.
- (37) CS, p. 381.
- (38) CS, p. 394.
- (39) CS, p. 401.
- (40) CS, p. 405.
- (41) CS, p. 423.
- (42) CS, p. 422.
- (43) CS, p. 428.
- (44) CS, p. 428.
- (45) CS, pp. 428-429.
- (46) CS, p. 429.
- (47) CS, p. 429.
- (48) CS, p. 434.

- (49) CS, p. 433.
- (50) CS, p. 435.
- (51) CS, p. 468.
- (52) religion という語に対して、概念認識という不可欠な過程を経ずに、「宗教」という翻訳語を自動的に与えることは問題である。「宗教」という語が担わされている概念は多様である。宗教概念をめぐっては以下の文献を参照。磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜』岩波書店、2003年、磯前順一『宗教概念あるいは宗教学の死』東京大学出版会、2012年、星野靖二『近代日本の宗教概念』有志舎、2012年。
- (53) *Le Petit Robert*, p. 2178.
- (54) CS, p. 468.
- (55) ニッコロ・マキャヴェッリ、永井三明訳『デイスコルシ』筑摩書房、2011年、197-198頁。
- (56) CS, p. 468.
- (57) 前掲書、198-199頁。
- (58) CS, p. 363.
- (59) CS, p. 362.